

名古屋市認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第24号

名古屋市認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例の一部を改正する条例

名古屋市認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例（令和 2年名古屋市条例第36号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 7条」を「第 7条の 2」に改める。

前文のうち第 2項中「の尊厳が保持され、権利が守られるとともに、認知症の人と家族が、地域社会を構成する一員として尊重される社会」を「が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、共生社会」に改め、第 5項中「の下」の次に「、共生社会の構築を進め」を加える。

第 1条中「総合的」の次に「かつ計画的」を、「もって」の次に「共生社会の構築を進め、」を加える。

第 2条中第 6号を第 8号とし、第 5号を第 7号とし、第 4号を第 5号とし、同号の次に次の 1号を加える。

(6) 合理的配慮 認知症の有無にかかわらず誰もが実質的に同等の日常生活

又は社会生活を営むことができるよう、認知症の人（本人が意思の表明を行うことが困難である場合にあっては、その家族等）の求めに応じて、必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。

第 2 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 共生社会 認知症の人及びその家族を含めた市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会をいう。

第 3 条第 1 号中「が地域社会を構成する一員として自分らしく」を「を含む全ての市民が希望を持って」に、「まちの実現を目指す」を「共生社会の構築を進める」に改め、同条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、認知症の人が、社会の対等な構成員として、自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができるようにすること。

第 4 条第 1 項中「総合的」の次に「かつ計画的」を加え、同条第 2 項中「市は」の次に「、前項に定めるもののほか」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 市は、その事務又は事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。

第 5 条第 1 項中「を習得し、」を「及び認知症の人に関する正しい」に改める。

第 6 条第 1 項中「を習得し、」を「及び認知症の人に関する正しい」に改め、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 事業者は、その事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。

第 1 章中第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(認知症の日及び認知症月間)

第 7条の 2 市民の間に広く認知症についての関心と理解を深めるため、認知症の日及び認知症月間を設ける。

2 認知症の日は 9月21日とし、認知症月間は同月 1日から同月30日までとする。

3 市は、認知症の日及び認知症月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

第 8条（見出しを含む。）中「総合的」の次に「かつ計画的」を加え、同条の次に次の 1条を加える。

(認知症施策推進計画)

第 8条の 2 市長は、認知症に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 5年法律第65号）第13条第 1項に規定する市町村計画として、名古屋市認知症施策推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ認知症の人及びその家族の意見を聴かなければならない。

3 市長は、推進計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第 9条の見出しを「（市民の理解の促進及び認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進）」に改め、同条第 1項中「を習得し、」を「及び認知症の人に関する正しい」に改め、同条に次の 2項を加える。

3 市は、合理的配慮を的確に行うため、関係職員に対する研修その他の必要な措置を講ずるとともに、事業者が合理的配慮を的確に行うことができるよう、必要な施策を実施するものとする。

4 市は、認知症の人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、認知症の人にとって利用しやすい製品及びサービスの開発及び普及の促進その他の必要な施策を実施するものとする。

第10条の見出し中「認知症」の次に「及び軽度の認知機能の障害」を加え、同条第 1項中「おいて認知症」の次に「及び軽度の認知機能の障害（以下この条において「認知症等」という。）」を加え、「、認知症」を「、認知症等」

に改め、同条第 2項から第 4項までの規定中「認知症」を「認知症等」に改める。

第13条の見出しを「（認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護）」に改める。

附 則

この条例は、令和 7年 4月 1日から施行する。